

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(家電品の必要表示事項)</p> <p>第3条の2 事業者は、販売する家電品が中古品、店舗展示現品、未使用品等であるときは、その旨表示しなければならない。また、未使用品については、併せて用語の説明を表示しなければならない。</p>	